

政令第 号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二十八条第七項及び第三十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

第一条中「第二十条の三第一号」を「第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号」に改める。

第二十条の二中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十一条の二から第三十三条の三まで」に改め、「別表第六から別表第八まで」を「別表第三から別表第五まで」に改め、同条第二号中「第三十二条及び第三十三条」を「及び第三十一条の二から第三十三条まで」に改める。

第二十条の三中「第三十三条の二第三項」を「第三十三条の三第三項」に改め、同条第十二号中「(平成十六年政令第二百七十五号)」を削り、第三章中同条を第二十条の四とする。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令)

第二十条の三 法第三十三条の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)
- 二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)
- 四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)
- 五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

第二十六条の二の表第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項の項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第三十一条第一項の表の十の項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同表の十一の項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の三第二項」に改める。

#### 附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

## 理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）に基づく廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令を定める等の必要があるからである。